

第34回柏市農業委員会総会議事録

1 令和3年5月7日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所別館4階第5会議室 午後2時

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1番	坂	卷	洋	行	2番	飯	野	文	夫	
3番	飯	塚	恒	男	4番	岡	田	英	夫	
5番	大	宮	茂	男	6番	染	谷		茂	
7番	山	崎	明	久	9番	石	井	マ	サ子	
10番	金	子	幸	司	11番	酒	卷	寿	雄	
12番	谷	田	貝	和	代	13番	遠	藤	秀	生
14番	程	田		平	16番	村	越		等	

16名中14名出席

<農地利用最適化推進委員>

17番	栗	原		豊	27番	増	田	直	晴
29番	山	野	辺		守				

15名中3名出席 欠員1名

4 欠席した委員は次のとおりである。

8番	成	嶋	君	美	15番	橋	本	英	介
18番	砂	川	晴	彦	19番	木	村		寿
21番	坂	卷	儀	治	22番	関	根	勝	敏
23番	浜	島	照	雄	24番	小	川	克	己
25番	富	澤	英	三	26番	友	野	博	之
28番	染	谷	茂	幸	30番	石	井	一	美
31番	秋	谷	昌	治					

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長	寺	嶋		浩
次長	杉	浦		清
副主幹	原	田	圭	介
副主幹	安	藤	陽	子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 公売買受適格証明願に対する県への意見の送付について【農地法第5条要件】（許可時の同意を含む）
- 議案第 4号 農地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その2）
- 議案第 5号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (4) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について

(午後2時00分開議)

議長 ただ今より、第34回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中14名、推進委員15名中3名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

遠藤秀生委員，程田 平委員，よろしく願いいたします。

議長 次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は第 2 調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，岡田委員長，よろしく願いいたします。

岡田委員長 農地第 2 調査会は，去る 4 月 27 日，28 日，令和 3 年度第 2 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 3 条 1 件，第 5 条 8 件，公売買受適格証明願（第 5 条要件）1 件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和 3 年 1 月に開催された第 30 回総会の議案第 1 号から第 2 号の 26 件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を、岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は 3 ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が自己所有地と一体として耕作するため、また●●在住の譲渡人は●●により農業経営規模を縮小するため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、大青田の畑 1 筆 8 3 0 m²で、ブルーベリーを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第 3 条第 2 項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第 2 調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。

議案第 1 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

議案第2号，1番と2番は一体の事業となりますので，一括して調査結果の報告を，岡田委員長，お願いいたします。

岡田委員長 1番から2番についてご報告します。

調査会資料は5ページからになります。

本件は，売買による所有権移転を伴う車両置場用地への転用許可申請です。

申請地は，高田の田1筆9.91㎡と畑1筆747㎡の合計756.91㎡を事業計画地とするものです。市街化区域に近接し，10ha未満の区域内の農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人は市内で●●を営む法人で，借地である既存の車両置場を土地所有者の都合により返還することとなり，代替地が必要になったことから，営業所に近く，利便性のよい申請地へ新たに車両置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は，4tトラック3台，14tトラック4台の計7台を保管するもので，場内は砕石敷きとします。

被害防除対策として，雨水は自然浸透，周囲へ新たにコンクリートブロック及びネットフェンスを設け，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番と2番について、何か質問はございませんか。

村越委員 この道路は、大型車は大丈夫ですか。

岡田委員長 広い道路ではありませんが大丈夫だと思います。

飯野委員 近くに●●小学校と●●中学校がありますが、南側●●mの出入口は、普通車の出入りですね。

岡田委員長 そうですね。北側の●●mの出入口がトラック等の出入口になります。

ここの出入りであれば、大丈夫だと思います。

また、登校時間帯の工事は避けると言っていました。9時頃から始めて、交通整理員を配置するそうです。

飯野委員 普段の業務で車両の出入りはどうですか。

岡田委員長 普段の業務内容は、わかりません。

飯野委員 大型車を路上に止めて扉の開閉作業を行うと、見通しも悪くなるので路上に止めない方法を取ってほしい。

事務局 終業時のみ扉を閉じて、通常の営業時間帯は開けたままにしてあるそうです。

岡田委員長 では、道路に止めて開け閉めというのじゃなくてということですね。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番と2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を、岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は9ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う資材置場兼車両置場用地への転用許可申請です。

申請地は、高柳の田2筆、750㎡です。鉄道駅からおおむね1kmを越えない区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は●●業を営む法人で、借地である既存の施設を土地所有者の都合により返還することとなり、代替地が必要になったことから、既存資材を保管できる広さであり、車両が出入りできる幅の申請地において新たに資材置場兼車両置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、バックホウ1台、軽バン1台、軽トラック1台、2tダンプ1台、乗用車3台の合計7台の車両とコンクリート板100枚、ブロック500個を収容するもので、場内は砂利敷きで、出入口部分はRC舗装とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲は丸木トラロープで囲うほか、隣接農地との間に築堤を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。
次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を、岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は13ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う車両置場兼資材置場用地への
転用許可申請です。

申請地は、逆井の畑1筆、1,652㎡です。市街化区域に近接し、
10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しま
した。

譲受人は●●業を営む法人で、事業拡大に伴い既存施設が手狭とな
ったため、既存施設に近い申請地において新たに車両置場兼資材置場
を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、バックホウ6台と砂利等100㎡、重量ブロック・レ
ンガ類2,000個、フェンス類各20セットを収容するもので、場
内は砕石敷きで、出入口部分はアスファルト舗装とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲は既存フェンスに加え
単管パイプ柵を新たに設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務
指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地
基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等につい
て審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会として
は許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するよう
に伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について、何か質問はございませんか。

金子委員 入口がロープということだが、資材等盗難の心配はないんでしょうか。

岡田委員長 大丈夫だと思います。

何とも言えないですけども。

議長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番から8番は一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を、岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 5番から8番についてご報告します。

調査会資料は17ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定による農地造成に係る一時転用許可申請です。

申請地は、戸張の田11筆、6,880.47㎡です。市が定める農業振興地域整備計画における農用区域内にある農地であることから、農用地と判断しました。

申請地は、現在、譲渡人が田として使用していますが、畑とすることで栽培効率の向上が見込まれることから、市内で●●業を営む法人を譲受人として造成に係る一時転用を計画するに至ったものです。

計画内容は、隣接地の高さに合わせて平均2.15mの盛土を行い、造成期間中は仮設の現場事務所を設けます。造成期間は3年で、農地復元後は柿、栗、サツマイモを作付する予定です。

被害防除対策として、隣接地から1 m離して盛土を行い、盛土上の外周には小堰堤を設けて雨水の流出を防止するほか、水路に面した箇所は既存の鉄柵により、また申請地境界は30度未満の安定勾配の法面とすることにより、土砂等の崩落を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農用地における転用は原則として認められないものの、市より集团的及び継続的な土地利用の確保が認められる旨の意見書が提出されていること、また農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準についても適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するよう伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番から8番について、何か質問はございませんか。

飯野委員 工期が許可後3か年というのはどういう理由ですか。

岡田委員長 まず、許可が下りても今年度の工事は土地改良区のほうから稲刈りが終わってからのしてくれと言われているので、田植えから稲刈り期間を除き3年間と期間に余裕を持たせているんだと思います。

飯野委員 分かりました。

それから、造成地との間に水田が挟まれてしまうのでは。

岡田委員長 あります。その点については、隣地との間で問題が生じた場合には、譲渡人の方が責任を持って問題解決するということを確認しています。

飯野委員 耕作者の中には、もう田としては使えないと意欲が薄れてしまっていることもあり、残った田も含め一体で借りてくれないかなという意見もありました。

岡田委員長 譲受人に聞いたところ、これ以上は●●する気持ちはないそうです。

飯野委員 分かりました。ただこのままではあの辺りも耕作しづらいだろうから色々考えていかなきゃならないな。

岡田委員長 事務局どうですか。

事務局 確かに難しい問題だと思いますが、この周辺をどうしていくのかについては、委員さんの方でも地域の方と良く話ししていただいてより良い方向性を出していただければと思います。

飯野委員 わかりました。

今後地域の方々と話してみたいと思います。

工期が3年と長い期間があるので土地地権者の方の意向も聞いてみます。

議長 そのほかございませんか。

飯野委員 それから、ここは随分前から造成して柿の植栽など長くやっているけれども、現在どのような状況ですか。

岡田委員長 造成をしてあるところは柿などを植えてはありますが、もう少し植えられるのではないかと聞いてみました。譲渡人から、木は大きくなるので、それを見込んでということでした。

ちなみに今回の●●㎡にも、柿と栗約●●本ずつ植えるそうですが、約●●㎡に●●本なので、少なくないかとお聞きしたところ、大きくなるからとのことでした。

飯野委員 時々パトロールなど，見に行ったりしているが，なかなか誰とも会えないんだよな。

岡田委員長 今回の現地調査に行ったときは草は結構きれいに刈ってありました。

この方は，色々事業をやっていましたが整理したみたいで，今度は●●さんも事業がなくなったので，これまで以上にやれますという返事はいただいています。

飯野委員 ●●さんは面接に来たんですか。

岡田委員長 来てないです，代理人だけです。

飯野委員 分かりました。大分状況も変わってきているようですから頑張ってもらいたいですね。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので，5番から8番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第3号「公売買受適格証明願に対する県への意見の送付につい

て【農地法第5条要件】（許可時の同意を含む）」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は27ページからになります。

本件は、市内で●●業を営む法人が、東京国税局による農地の公売に参加するための公売買受適格証明の申請です。

入札期間は令和3年5月25日から6月1日まで、物件の農地は大井の田1筆、1,008㎡と畑3筆961㎡の計1,969㎡です。なお、競売対象地の全面積は、農地以外の土地1筆を合わせて2,091㎡です。

申請地は、甲種農地・第1種及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請人は申請地に隣接する建物を所有していますが、事業拡大により車両置場が必要となり、また、借地である既存の資材置場が土地所有者都合により返還することとなり、代替地が必要になったことから、自社所有地に隣接する申請地において資材置場兼車両置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、乗用車10台、2tダンプ2台、2tトラック1台、軽トラック2台の合計15台の車両とパイプ300本、パイプサポート100本を保管するほか、コンテナ3基、倉庫1基を設置するもので、場内は砕石敷きとします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲は既設単管パイプ囲い及び鋼板囲いのほか、築堤、単管パイプ囲い及びチェーンゲート、トラロープ及びロープスティックによる囲いを新たに設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては承認相当と判断しました。

なお、申請者に対し、落札した際は本申請で許可を得て、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

村越委員 申請者というのは、この願出人ですか。

岡田委員長 はい、そうです。

村越委員 どういうことを審査するのかがよく分からないんですけど。適格かどうかというのを審査するということですか。

議長 事務局。お願いします。

事務局 これは、第5条と全く同じです。ですので、今回資材置場兼車両置場用地としての使用目的、転用をしますという形になっておりますので、その実現性、あるいは周辺農地への防除対策、そういったものができているかどうか、通常第5条の審査と同じような形になると思います。

ただし、一つだけ違うのは、買受適格、この公売あるいは競売の場合については、申請地に立ち入ることができません。ですので、あまりその詳細な部分については計画が立てられないんですけども、あくまでもその入札された後、きちんこの資材置場あるいは車両置場ができるかどうかというのを審査します。

それについては、調査会のほうで面接をして、きちんとそういう形

にやりますという承諾は得ておりますので、あとは内容的に計画に実現性があるかどうかをご判断いただければいいと思います。

議長 よろしいですか。ほかに何か。

村越委員 この願出人はこういう仕事をやっているんですか。

岡田委員長 はい、●●業を営む法人の方です。

議長 そのほかございませんか。

程田委員 申請地の隣接するところに建物というのは、これは、事務所ですか。

岡田委員長 はい。

程田委員 あと、鋼板が高さ3mとしてあるところもあるんだ。

岡田委員長 中に入れないうえ、外から確認しましたが、既存の鋼板があります。

程田委員 中がまったく見えないというわけではないんですね、ほかが開いているから。

分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、1番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に係る意見について(その1～その2)」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案第4号(その1)につきましては、村越委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除外を求めます。

(村越委員が退席)

議長 それでは、議案第4号(その1)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が手賀新田の田1筆、面積2,080㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。
議案第4号(その1)を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
村越委員の除斥を解除いたします。

(村越委員が着席)

議長 次に、議案第4号(その2)の審議に入ります。
議案説明を農政課に求めます。
農政課。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が大青田の畑4筆、合計面積4,611㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は2年です。

計画番号第2番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は●●に在住の農業者で、新利根の畑1筆、面積4,436㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第3番から第6番は、●●に在住の農業者が新利根の田1筆、弁天下の田4筆、合計面積13,168㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は3年または6年です。

計画番号第7番は、●●に在住の農業者が増尾の田2筆、合計面積

3,028㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第8番は、●●に所在する農業法人が箕輪新田の畑3筆、合計面積5,000㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は6年です。

計画番号第9番は、●●に在住の農業者が岩井の畑1筆、面積606㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第4号(その2)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

村越農地部長に議案の説明を求めます。

村越農地部長。

農地部長 それでは、農業委員会事務の実施状況等の公表について説明いたします。

農業委員会事務の情報公開につきましては、従来から審議の透明化を図るため議事録の公表等が行われてまいりましたが、平成28年、農業委員会等に関する法律の改正で農地等の利用最適化の推進が農業委員の必須事務となったことと併せ、農地等の利用の最適化の推進状況並びにその他農業委員会における事務実施の状況等について、インターネット等により公表することが法律で定められました。

以上の内容を踏まえ、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案を作成しました。

作成までの経緯ですが、本市の総会開催前に第1回農地部会を開催し、内容を部会で確認の上、調整を行ったところであります。

この案につきましては、慎重なご審議をお願いいたします。

なお、概要につきましては、これより事務局から説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労さまでした。

続いて、概要説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が概要説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がありました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。
議案第5号を採択いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり採択されました。

議長 以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。
事務局。
(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

議長 次回6月の予定を申し上げます。
6月2日水曜、6月3日木曜が調査会で、6月2日は午前9時から、6月3日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は、農地第3調査会です。
6月9日水曜が総会で、午後2時から別館第5会議室でございます。慎重審議ありがとうございました。
これをもちまして、第34回柏市農業委員会総会を閉会いたします。
(午後3時20分閉会)